

令和4年度税制改正提言事項 (税制改正に関する検討テーマ)



一般社団法人 山口県法人会連合会

会 長 有 田 建 二

税制委員長 櫻 井 正 明

税制委員会構成委員

役 職	氏 名	所属法人会
担当副会長	黒 瀬 正	長門法人会
委 員 長	櫻 井 正 明	宇部法人会
副委員長	西 村 公 作	柳井法人会
委 員	高 橋 克 行	山口法人会
委 員	田 中 健 一	岩国法人会
委 員	岡 寺 信 政	徳山周南法人会
委 員	松 本 利 幸	光・熊毛郡法人会
委 員	尾 崎 陽 一	防府法人会
委 員	末 廣 昌 生	厚狭法人会
委 員	弘 永 裕 紀	下関法人会
委 員	大 工 幸 宏	長門法人会
委 員	田 中 義 一	萩 法人会

1. 税制提言の基本方針

本税制改正要望は、中小企業の活性化と活力ある持続可能な社会の構築に寄与するため、実現可能な望ましい税制のあり方について提言することを目的とする。

2. 実現可能な税制提言

提言した税制改正事項は、提言活動での要望に止めず、早期の実現に向け継続的に情報発信を行い、経済団体として地位の確保に努める。

令和4年度税制改正に関する検討テーマ

課題		討 議 事 項
基 本 的 な 課 題	税・財政改革	<p>① 財政健全化は、わが国の経済財政運営に対する市場の信認と国際的評価を維持する為の前提であり、将来の世代に対する負担の先送りを食い止めるためにも避けては通れない。社会保障制度の見直しや行政の効率化等、徹底した改革を実行していく必要がある。新型コロナウイルス感染拡大の影響でプライマリーバランスの黒字化は更に先送りされる懸念がある。健全化へ向けた動きにはさらにブレーキがかかることになった。5年後・10年後、20年後のビジョンを確立し腰を据えた財政改革の議論が求められる。</p> <p>② 人口減少と高齢化の進行、財政悪化の進展、技術革新による経済環境の高度化・複雑化、貧富の格差拡大、地域経済の疲弊化、環境問題の深刻化、ライフスタイル、価値観の変化等の影響を受け、公平な税負担の原則を維持することは困難な時代となっている。新型コロナウイルスの感染拡大の影響は依然と継続していることから過去に例がない規模で財政支援を国・地方団体は実施しており公的債務も大幅に増加しているのが現状である。コロナ収束後、財政再建に向けた対応の一つとして増税という事が一番に考えられるが、単に予算における数字合わせとなるようなものではなく、課税の公平性に配慮した税制を立案すべきである。</p>
	・ 財政健全化に向けて	<p>① 人口減少と超高齢化の加速というわが国の構造的課題に直面し、現状の枠組みでは社会保障給付の増加は、避けられない。社会保障制度の持続可能性を保つには、給付と負担の両面からの改革が求められる。</p>
	・ 社会保障制度に対する基本的考え方	

基本的な課題

税・財政改革

・社会保障制度に対する基本的考え方

② これからの社会保障のあり方については、「自助」「公助」だけでなく、社会全体で支えあう「共助」の役割も重要であり、これらの範囲をバランスよく見直す必要がある。

・行政改革の徹底

① わが国の行政機関は、縦割り行政に加え国と地方の二重構造で肥大化しており、各行政機関は各々単独で独自のシステムを構築し、必要な情報も限られた範囲内でのみ共有管理されているのが現状である。国と地方を通じて行政機関の組織や機能の一元化を推進し二重行政を解消するとともに、各省庁及び地方自治体間で情報を共有することで行政の効率化を図り、行政コストの削減を図るべきである。こうした行政体質が簡素であるべき税制を複雑にしていることも否めず、近年国税及び地方税の税率構造が細分化され、納税者の事務負担が煩雑になっているのみならず行政の簡素化にも逆行している。これらは税の財源と配分の問題であり、納税者に申告や納付等の事務負担を転嫁すべきではない。

② 今回の新型コロナ感染拡大に伴う財政の緊急出動により、財政健全化へ向けた動きにさらにブレーキがかかることとなった。このような状況下、国会議員、地方議員の定数は正や公務員の人件費の引き下げは検討すべき状況となった。

③ 納税監視の観点から公会計について複式簿記に徹すべきである。併せて、特別会計の情報開示等、徹底した情報開示を求める。税は公平・中立・簡素でなければならない。国民の公平な負担を図る必要がある。

基本的な課題

税・財政改革

・消費税引き上に伴う
対応措置

- ① 将来的には、消費税は単一税制による分かりやすい制度に見直しを行うべきである。複雑になる経理処理はレジ等の混乱を招き事務負担の増加につながっている。特に高齢事業者や小規模零細企業にとっては煩雑な定めが多すぎる。消費税軽減税率制度の廃止を望む。令和3年10月からはインボイス方式の事業者登録が始まる予定であるがコロナ禍により企業が疲弊している状況では、適格請求書等保存方式について検討が必要と思われる。複数税率とインボイス方式ではなく、単一税率の復活、帳簿方式への見直しを課題としたい。
- ② 令和5年度からの導入が予定されているインボイス制度については、事業者には過重な事務負担を課すことになり、免税事業者にとっては取引の選別化により死活問題となる可能性が高いことから、導入先送りの検討や、導入に伴う中小零細事業者の事務負担軽減や取引先からの排除への対策を要請する。

・マイナンバー制度

- ① マイナンバー制度が発足して4年以上経つが、普及率は未だ低い状況にある。現行のマイナンバーカードは個人番号と電子証明書が1枚のカードで兼用されているが、各々の有効期限が異なっているため、使い勝手が悪いことに難点がある。利用者の観点からカードの利便性を高め、運転免許証や健康保険証のように日常生活になくてはならないものにする必要がある。
- ② マイナンバーに関しては、銀行口座との紐づけによる迅速な支払いが可能になる等のメリットを前面に押し出して促進する工夫が必要である。マイナンバー制度への理解を深め、各種イベントを通じてより深い知識の普及に努めるとともに、用途について様々な面より増やし充実した使い勝手の良いものへ、機能をさらに高める必要がある。

基本的な課題

経済活性化と
中小企業対策

・ 中小企業の活性化に資する税制措置

① 新型コロナが日本経済に与えた影響は計り知れないものがあり、国と地方の行った緊急対策もそれなりの効果があったことは認められるが、一方で不公平感の疑念も残っている。未曾有の緊急事態であり緊急対策であったことは理解できるが、多額の財政出動によりわが国の財政再建計画が大きく後退することになったのも事実である。

今後、予測される経済対策については、経済効果・公平性・迅速性等を検証し、国民に納得できる形での施策を行う必要がある。特に中小企業の受けた経済的ダメージは大きく、財政力の脆弱な中小企業に対しては事業の持続性と雇用の安定化に即した施策を最優先で行うべきである。

② 中小企業に対する法人税の軽減税率の本則化とともに所得拡大促進税制や投資促進税制等の継続適用により、積極的に事業を展開しようとする事業者のモチベーションが維持向上できる税制を要望する。

また中小法人の年800万円までの軽減税率は租税特別措置により2年ごとの改正により15%の据置きとなっているが、法人税法により恒久化されることを望む。

・ 事業承継税制の拡充

① 事業承継の相続については非課税にすべきである。事業承継は、事業用資産と個人資産を区別し、事業用資産は基本的に納税猶予対象として円滑な承継を可能にすることで企業が存続できるようにして欲しい。事業を承継する人に負担のない税制にしないと、事業は存続できない。円滑な事業承継が困難なことは日本にとって、大きな損失である。また、自社株の評価についても、経営努力で企業を成長させるほど評価額が上昇するという矛盾をなくしていくような評価制度の導入を望む。経営努力で企業を成長させるほど承継が困難になることは大きな問題である。

基 本 的 な 課 題	経済活性化と 中小企業対策	・事業承継税制の拡充	<p>② 円滑な事業承継が進まず、廃業に追い込まれる企業も少なくない。地方創生を推進する上で、地方における雇用の場の確保が必要不可欠であり、地方創生を推進する上では、地方における雇用の場の確保が必要不可欠である。廃業数が開業数を上回り、事業所数が年々減少している現況において、円滑な事業承継は喫緊の課題であることから、事業承継税制の、さらなる拡充と「特例措置」の恒久化を望む。また、事業承継税制（納税猶予制度等）の周知活動の強化を図るとともに、親族以外への事業承継に対する税金の軽減の拡大、M&Aの活性化に向けた体制づくりと優遇税制の検討を要望する。</p> <p>③ 事業承継税制については、事業承継が承継者、被承継者のインセンティブとなるような有利な税制になるように改正を望む。また、事業承継が、産業構造の固定化に結びつくのではなく、被承継者が事業構造の変革を促すようなビジョンを絡めた事業承継税制を要望する。</p>
	地方のあり方	・地方創生	<p>① 地方創生の中核を担うのは、地域で雇用を生み出している中小企業であり、地方創生について、その市の仕事はその市の業者に依頼すべきである。納入についても同様、その市の業者で調達すべきである。まず地元を豊かに地域の活性化を図る必要がある。また、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、東京圏への過度な人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保することが大前提である。地方創生を推進し、企業から地方公共団体への寄附を安定的かつ継続的に確保するため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充と延長を望む。</p>

基本的な課題

<p>地方のあり方</p>	<p>・地方創生</p>	<p>② 地方における人口減少と少子高齢化現象は加速度的に進んでおり、地方都市における商店街の空洞化にも目に余るものがある。特に地方においては、人口減少に加え事業者の後継者不足は深刻な問題であり、持続可能な社会を構築する上では、人口減少と共生する施策を講ずることが急務である。国と地方は少子化対策に有効な施策を講ずるとともに、現実を直視し実現可能な思い切った施策を打ち出すべきである。また都市部と地方、県内同一事業で働く個人所得の格差が広がっている。格差問題を何とかしないと社会不安が増大する。</p> <p>③ アフターコロナではこれまでと違った働き方としてのテレワークの拡大や都会での失業者の増加、或いは5Gを利用した生活全般にわたる利便性の向上などが考えられるが、これらへの対策（Wi-Fi環境の整備や5Gを利用した交通インフラの整備、子育て世代への優遇措置やUターン希望者への働きかけ等）を講じることで地方を活性化する必要がある。</p>
<p>地方のあり方</p>	<p>・財政・行政の効率化等</p>	<p>① 「地方にできることは地方が担う」という理念の下、国と地方の役割分担の明確化と地方への権限委譲、行政の効率化、財政の健全化を進め、地域の強みを活かした独自の政策が実践できるよう、国から地方へ財源・権限・人員を移譲する必要がある。また、地方財政の健全化とともに無駄な公共工事の廃止、地方議会のスリム化、また地方議員の大幅な削減、地方公務員給与の適正化等、行政のスリム化を図る必要があるとともに国の機関（省庁）、教育機関、研究機関等の地方移転を促し大企業の本社移転等の促進を図る必要がある。</p>

税 目 別	法人税関係	<ul style="list-style-type: none"> ・役員給与の損金算入の 拡充等 	<p>① 現行の法人税法では役員給与について、恣意性と利益調整排除の観点から原則として期中の変更を認めていないが、景気変動等に対する対応力の乏しい中小企業者にとっては、予測困難な事態に対して即効性のある対応策は役員給与の減額を検討するのが常道である。こうした中小企業の特性を考慮し、役員給与の減額については減額前の役員給与についてもその全額を損金算入を認めるべきである。</p> <p>② 少額な減価償却資産については、その取得価格により3区分により損金算入方法が規定されているが、簡素な税制を実現する観点から、取得金額が30万円未満の減価償却資産については、全額損金算入を認めるべきである。</p> <p>③ 法人税等の申告・納税期限について、会社法との整合性の観点も考慮し、事業年度終了後、3か月以内に改めることを要望する。</p> <p>④ 現行、青色申告法人の欠損金の繰越期間は10年とされているが、業績低迷の長期化、また諸外国では無期限の国もあり、少なくともアメリカ並みに20年とすることを要望する。またコロナ禍における期間中の欠損金の繰戻し還付の請求の対象を、直前事業年度だけでなく前5年間とすることを要望する。</p>
	個人所得税	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税のあり方 ・各種控除制度の見直し 	<p>① 16歳未満の年少扶養親族については、児童手当が支給されていることから所得税法上の扶養控除が認められていないが、児童手当は子育て支援の一環として支給されるものであり、扶養控除の対象外とすることは法の趣旨に反するものである。年少扶養親族についても扶養控除を認めるべきである。</p>

税 目 別	個人所得税	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税のあり方 ・各種控除制度の見直し 	<p>② 東日本大震災の復興財源として創設された復興特別所得税は、令和 19 年までの時限立法であるが、納税者の事務負担軽減と行政の簡素化の観点から、所得税の税率に組み込む見直しを行うべきである。</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染拡大の影響に対する純損失の繰越控除制度を拡充すべきである。青色申告者の損失の繰越控除期間の延長、申告の区分は問わずに 10 年間の繰越控除を希望する。</p>
	相続税・贈与税	<ul style="list-style-type: none"> ・相続税・贈与税 	<p>① 相続税については、所得税課税後の二重課税となるので、撤廃されるように要望する。現在、相続税は課税控除の金額が引き下げられ、実質で増税が進んでいるが、この要望は格差固定化の防止という社会的命題とは相反するが、低所得層に対する給付、社会保障の充実とを勘案して相続税の廃止を要望する。</p> <p>② 贈与税については、複雑化しすぎている。世代間の資産の移転を促進するため、直系尊属からの教育、結婚・子育て資金の贈与については一定の金額について贈与税の非課税制度が設けられているが、本来の法の趣旨とは別に資産家にとっては相続税の節税対策として活用が可能となっている。こうした特定の富裕層を優遇する結果となる制度は、贈与を受けられる者と受けられない者との格差を拡大させるといった弊害が生じており、制度の見直し又は廃止を検討すべきである。</p>
	地方税関係	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税の抜本の見直し等 	<p>① 固定資産税は中小企業にとって痛税感が強い。特に事業用資産に係る償却資産税は一部形骸化しており、撤廃を希望する。そもそも償却資産税の申告期限も 1 月末では日程的に厳しい。</p>

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震災復興等 ・ 租税教育 等 	<p>① 税は公平・中立・簡素でなければならない。税制全般が複雑化しすぎている。もっと解りやすく、シンプルなものにすべきである。知っている者のみが優遇を受ける規定では皆が利用できない。</p> <p>② 租税教育は国民の義務である納税への意識を高め、その役割を十分理解するためにも小中高大学生また親に至るまであらゆる世代において継続して実施すべきである。</p> <p>③ 電話加入権は実質的な資産価値がないまま会社資産に計上されているが、評価損あるいは減耗損の計上を認めることを要望する。</p> <p>④ 税の施策に対して、インセンティブを与えるべきである（減税、控除等）。電子納税等も、1,000円でも安くなるとすれば、もっと広まるのではないか。また確定申告の締切を3月末（消費税と同じ）に変更した方がわかりやすい。</p> <p>⑤ el-tax のシステムの普及について、もう少しアナウンスが必要である。もう少し取り扱いやすいシステムに改良してほしい。</p>
------------	---	---